

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

(名 称) 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

上記被審人に対する平成27年度(判)第5号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億3791万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年10月1日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年7月30日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門五丁目2番6号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成22年 8月13日	第73期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成22年4月1 日～平成22年6 月30日の第2四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,111百万円であ るところを 12,910百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
2	平成22年 11月15日	第73期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成22年7月1 日～平成22年9 月30日の第3四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 6,776百万円であ るところを 12,440百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
3	平成23年 3月30日	第73期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成22年1月1 日～平成22年 12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,454百万円であ るところを 12,912百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
4	平成23年 5月16日	第74期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年1月1 日～平成23年3 月31日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,409百万円であ るところを 13,164百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
5	平成23年 8月15日	第74期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年4月1 日～平成23年6 月30日の第2四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,375百万円であ るところを 12,921百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
6	平成23年 11月14日	第74期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年7月1 日～平成23年9 月30日の第3四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,574百万円であ るところを 13,359百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
7	平成24年 3月30日	第74期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成23年1月1 日～平成23年 12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,557百万円であ るところを 13,486百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
8	平成24年 5月14日	第75期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成24年1月1 日～平成24年3 月31日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,554百万円であ るところを 14,144百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
9	平成24年 8月14日	第75期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成24年4月1 日～平成24年6 月30日の第2四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,374百万円であ るところを 13,448百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
10	平成24年 11月14日	第75期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成24年7月1 日～平成24年9 月30日の第3四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,272百万円であ るところを 13,478百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
11	平成25年 3月29日	第75期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成24年1月1 日～平成24年 12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,080百万円であ るところを 11,849百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
12	平成25年 5月15日	第76期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成25年1月1 日～平成25年3 月31日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 8,084百万円であ るところを 12,263百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
13	平成25年 8月14日	第76期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成25年4月1 日～平成25年6 月30日の第2四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,988百万円であ るところを 12,270百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
14	平成25年 11月14日	第76期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成25年7月1 日～平成25年9 月30日の第3四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,882百万円であ るところを 11,987百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
15	平成26年 3月28日	第76期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成25年1月1 日～平成25年 12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,795百万円であ るところを 12,288百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
16	平成26年 5月15日	第77期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成26年1月1 日～平成26年3 月31日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,640百万円であ るところを 12,055百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
17	平成26年 8月14日	第77期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成26年4月1 日～平成26年6 月30日の第2四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,583百万円であ るところを 12,003百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等
18	平成26年 11月14日	第77期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成26年7月1 日～平成26年9 月30日の第3四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,960百万円であ るところを 12,703百万円と 記載	・開発事業等支出 金の過大計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

## 第2

- 1 平成22年12月13日、第73期第3四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月29日、30,000,000株の株式を780,000,000円で取得させ、
- 2 平成23年7月20日、第73期有価証券報告書及び第74期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月5日、54,691,248株の株式を1,421,972,448円で取得させ、
- 3 平成24年5月14日、第74期有価証券報告書及び第75期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年5月30日、7,855個の新株予約権証券を196,375,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号3

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1、同2及び同3は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号4、同5及び同6

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号7

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号4、同5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号8、同9及び同10

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号11

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号8、同9、同10及び同11は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出

した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号12、同13及び同14

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号15

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号12、同13、同14及び同15は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号16、同17及び同18

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号16、同17及び同18は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項

番号2及び同3

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、  
第176条第2項

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第73期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第73期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第73期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第73期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第73期第2四半期報告書	352,409円
第73期第3四半期報告書	297,374円
第73期有価証券報告書	302,492円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第73期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第73期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第73期有価証券報告書については、6,000,000円となるが、第73期第2四半期報告書、第73期第3四半期報告書及び第73期有価証券報告書が、いずれも第73期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第73期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第73期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第73期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号4、同5、同6及び同7

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第74期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第74期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第74期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第74期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第74期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第74期第1四半期報告書	308,304円
第74期第2四半期報告書	284,257円
第74期第3四半期報告書	347,898円
第74期有価証券報告書	316,856円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第74期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第74期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第74期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第74期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第74期第1四半期報告書、第74期第2四半期報告書、第74期第3四半期報告書及び第74期有価証券報告書が、いずれも第74期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第74期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第74期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第74期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第74期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

番号8、同9、同10及び同11

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第75期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第75期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第75期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第75期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第75期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第75期第1四半期報告書	355,530 円
第75期第2四半期報告書	354,726 円
第75期第3四半期報告書	318,285 円
第75期有価証券報告書	331,378 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第75期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当

する額である 3,000,000 円

第 7 5 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 7 5 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 7 5 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 7 5 期第 1 四半期報告書、第 7 5 期第 2 四半期報告書、第 7 5 期第 3 四半期報告書及び第 7 5 期有価証券報告書が、いずれも第 7 5 期事業年度に係るものであることから、法第 1 8 5 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 7 5 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 \\ & + 6,000,000) \\ & = 1,200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

第 7 5 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 \\ & + 6,000,000) \\ & = 1,200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

第 7 5 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 \\ & + 6,000,000) \\ & = 1,200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

第 7 5 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 \\ & + 6,000,000) \\ & = 2,400,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

番号 1 2、同 1 3、同 1 4 及び同 1 5

法第 1 7 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、当該法人の第 7 6 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 7 6 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 7 6 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 7 6 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 7

6期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第76期第1四半期報告書	518,038円
第76期第2四半期報告書	790,214円
第76期第3四半期報告書	725,398円
第76期有価証券報告書	733,850円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第76期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第76期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第76期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第76期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第76期第1四半期報告書、第76期第2四半期報告書、第76期第3四半期報告書及び第76期有価証券報告書が、いずれも第76期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、

6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第76期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第76期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第76期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第76期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 16、同 17 及び同 18

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、当該法人の第 77 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 77 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 77 期第 2 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 77 期第 3 四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 77 期第 1 四半期報告書	796,120 円
第 77 期第 2 四半期報告書	732,694 円
第 77 期第 3 四半期報告書	775,281 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 77 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 77 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 77 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となるが、第 77 期第 1 四半期報告書、第 77 期第 2 四半期報告書及び第 77 期第 3 四半期報告書が、いずれも第 77 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 77 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{ 円}$$

第 77 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

=2,000,000 円

第77期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$

=2,000,000 円

となる。

別紙1の第2に掲げる事項につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成22年12月13日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、

$780,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 35,100,000 \text{ 円}$

② 平成23年7月20日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、

$1,421,972,448 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,988,760 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、63,980,000 円

③ 平成24年5月14日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、

$196,375,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 8,836,875 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、8,830,000 円

となる。